

別紙（仕様書 1 1 （1）災害発生時 関連）

1 災害時の対応等

地震、台風及び火災等による災害（以下、「災害等」という。）が発生した際、当該施設の、芦屋市地域防災計画における役割として、速やかに必要な対応を行うこと。芦屋市地域防災計画における役割とは下記のとおりとする。

(1) 避難所

…避難指示等が発令された場合に住居が被害を受け居住の場を失った人や避難の必要がある人を収容する施設

(2) 指定緊急避難所

…津波警報発表時、避難対象地域外への避難が困難な人が、津波等から命を守るために、緊急的に垂直避難するための施設

(3) 外国人相談所

…大地震等の災害が発生した際に日本語が十分理解できない外国人への支援等を行う拠点施設

(4) 自主避難所

…避難指示発令前に事前の避難を希望される人を収容する施設

(1)(2)(4)については、施設管理者として協力すること。

(3)については、指定管理者が主体となって実施すること。

2 協力要請

市は、災害時等に指定管理用地を利用する必要があるときは、指定管理者に対し協力を要請するものとし、指定管理者はこれを承認するものとする。この要請は、事前に口頭等により行うものとする。指定管理用地の使用を終了するときは、市は指定管理者に対して、口頭等で行うこととする。

3 災害救助法の適用を受けた際に関する費用負担

災害救助法が適用される大規模災害時において、指定管理者の職員等が災害対応等に従事した場合及び長期間指定管理施設を使用した場合については、それに伴う人件費及び避難所開設期間における光熱費等については、災害救助法の適用範囲内において市の費用負担とする。ただし、災害救助法の適用範囲外の費用、又はその際における避難所開設期間の指定管理者による管理運営業務の費用等については、別途、市と協議を行うこと。

4 破損時等の費用負担

市が当該施設を芦屋市地域防災計画として使用したことによって生じた破損について

は、指定管理者及び芦屋市が確認の上、市が復旧に係る費用を負担するものとする。

5 災害時の連絡体制

災害時の連絡体制を構築するため、指定管理者及び芦屋市は、互いに緊急時の連絡先を毎年4月及び変更があった場合に報告するものとする。

6 その他

上記以外の事項について、災害発生時の対応等に関して疑義が生じたときは、その都度、指定管理者及び市が協議して定めるものとする。